

東京地方裁判所御中

質問及び要望書

1) 質問及び要望の趣旨

「平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」において、訴状38頁で記しているが、「担当する裁判官は、被告らの出身であり、学閥も強い東京大学と京都大学の人は避けよ」とある。それが実行されたのかどうか説明を強く求める。なお、実行されていない場合は、その理由を説明せよ。さらに、実行されていない場合は、裁判官を速やかに代えよ。手続き上のことで修正があれば、書記官は指導せよ。裁判官の補正命令は、『相手方は「資源エネルギー庁長官及び歴代長官の方々」各個人なのか』という質問がある。現在の法律では、民間人が公務員を直接訴えることができない。原告がそのように記せば、裁判が事前に却下された可能性がある。裁判官は知りながら質問したのか、答えよ。また、知りながら質問した場合、その理由は何か。説明し、今後、手続き上のやり取りで裁判を長引かせないよう配慮せよ。地球温暖化防止は早急の対策が求められる。早期に当事者で争えるよう配慮せよ。

2) 質問及び要望の理由

- ・「学閥」や「身内主義」は実際に存在し、行政や企業等の中で、社会人ならみな認識しているものである。原告は、権力に偏らない公正な裁判を求める。過去の原子力の裁判では、公正であるのかどうか疑わしい点がある。その理由は、原子力の裁判が、必ずと言って良いほど、最高裁で、建設差し止めを求める住民側が敗訴している点にある。100%の敗訴は、確率的に見ても、何か裏があるのではないかと考えられる。このあまりに偏った裁判は、司法と行政が分離していなければならない中で、多くの疑問を持たせる結果となっている。原告は、裁判所とのやり取りを逐一、ホームページ上・<http://www.patent-eco.net> で公開しており、裁判官及び書記官の氏名は黒く塗りつぶしているが、地球温暖化防止という公的な内容からも、今後、マスメディアで、テレビ・媒体等、思想やジャンルを問わず、積極的に情報提供する予定である。故に、何がどうなったのか、説明しなければならない。また、今後においても、疑問が生じたときは、その都度、裁判官に確認する。裁判官においても、公的な立場であるのだから、説明責任を果たして欲しい。

- ・ 裁判官の信頼性は失われつつある。2008年7月、宇都宮地裁裁判官がストーカー行為によって、部下の女性から訴えられる事件があった。起訴され、訴追請求も6件出ている。過去には、児童買春等で弾劾裁判が7回行われ、罷免された事件が5件あった。裁判官はその立場から、常に倫理的でなければならず、国民と同レベルでは考えてはならない。その職種の性格からして、起訴や弾劾裁判はあってはならず、仮にあったとしても1件程度なら許される範囲であろう。裁くものが裁かれていては、国民の信頼は大きく失われ、裁判所に判決を求める国民は本当に気の毒である。原告は裁判官の選択において、初めから希望を出しており、訴状の「請求の原因」の中で、命令口調で記したのは、唯一その1箇所とし、印象に残るように配慮した。先日、書記官に電話で裁判官の学歴を確認した際、記憶に残っている様子があり、原告の希望は読まれていることが伺えた。その上で無視されているなら、原告は最初から軽視されていることになる。書記官の答えは「個人情報なので言うことができない」と言うものであった。しかし、原告は裁判官の自宅住所を聞いたわけでもなく、多くの裁判官が学歴を示しているのだから、隠す必要がある個人情報とは言えない。
- ・ また、書記官に請求の趣旨の書き方を聞いたところ、「自分が指示して、裁判にならなければ迷惑をかける」との答えだった。原告は法学部を出ていない素人であり、「裁判にならなければどうしよう」とかなりのストレスを受けた。しかし、今回の裁判は1000万円の訴額求めるものであり、裁判も行われずに事前に却下されるということは、絶対にあってはならない。質問の内容は、補正命令への回答に関し、「裁判官に提出する前にチャックをお願いしたい」という内容のものであった。勝訴を導く方法を聞いたわけでもなく、手続き上、どうしたらいいのかを聞いたにすぎない。指導があってもいいのではないのだろうか。原告は、知人に「行政は手続きのやり取りで裁判を長引かせようとする」と聞かされ、手続き上のやり取りで、時間を無駄にするのは本当に不本意である。訂正がある場合は、指導せよ。
- ・ 現在、民間人は、公務員に損害賠償の請求はできないことになっているようである。「代位責任説」が通説で、公務員を訴える根拠法が存在しないためのものである。これは十分に理解できることで、公務員はプライベートで政策を進めてはいない。よって、原告も最初から個人に支払いを命じるつもりはない。個人が対象となるのは、痴漢等の個人的なものに限られる。もし仮に、この裁判で、公務員を被告として並べていたなら、裁判を行う前に裁判そのものが却下されていた可能性がある。裁判の対象とは認められていないのだから、裁判できないという理由が生じる。死んだ人を訴えられないことと同じである。いくら質問回答書で原告が「被告は、資源エネルギー庁長官と歴代長官の方々です」と回答したとしても、これはあくまで裁判の「意味」を示したのであり、法的に通らず、原告が不利になりえる質問を、何故、裁判官は「相手は資源エネルギー庁長官及び歴代長官個人か」と質問できる

のか。裁判を開始したいと強く願う国民への配慮は裁判官にはないのか。回答せよ。今回は、原告の被告に関する記載漏れがあり、質問は仕方がなく、返って時間をとらせたことは申し訳ないが、今後は、できもしないことを質問する等、手続き上のやりとりで裁判を長引かせるのはやめよ。

- ・地球温暖化防止は、早急の対策が求められるものである。よって、早期に当事者で争えるよう配慮せよ。

以上が原告の要望である。本日から2週間以内に回答せよ。回答がない場合は、公的機関に働きかけ、回答を求めるものとする。もし、裁判官が「東京大学及び京都大学」の人でなければ、原告の失礼をお許し願いたい。

〒164-0012

東京都中野区本町 2-20-13 若葉ハイツ 14号
03-3373-7230
